

第1回愛莊町庁舎等のあり方検討委員会資料

令和2年2月28日(金)

- ・平成18年2月13日、愛莊町は旧秦荘町と旧愛知川町の2町が合併して誕生した。役場庁舎は愛知川庁舎を本庁舎、秦荘役場を分庁舎とする等、公共施設は有効活用を図ることとされ、概ねそのまま現在に至っている。
- ・平成26年4月総務大臣通知により、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えること、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくこと、さらに市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要があること等を踏まえ、公共施設等総合管理計画の策定が全国自治体に要請された。すべての自治体で計画策定され、特に合併自治体では積極的に施設の統廃合等を実行されている。
- ・愛莊町においても、2017年(平成29年)3月に「公共施設等総合管理計画」を策定し、さらに、住民や団体、学識者等で構成した検討会を設置して議論を重ね、2019年(平成31年)3月に「個別施設計画」を策定し、施設の統廃合を基本原則に、施設ごとに具体的な方向性を取りまとめた。
- ・少子高齢化に伴い、社会保障費が年々増加し、公共施設の維持管理費も益々増加していく中、変化する社会ニーズに対応して行政サービスを提供するとともに持続可能な行財政基盤を確立していくため、将来世代に負担を先送りすることなく、「個別施設計画」に基づき、具体的な取り組みを実行していくことが求められている。
- ・今般、「愛莊町庁舎等のあり方検討委員会」を設置し、住民の皆さんと情報共有しながら、「個別施設計画」に基づき行政機能の配置の最適化を検討し、具体的な取組方策を定めるとともに、その具体的な取組方策を速やかに実行し、いつまでも住み続けたい、幸せを実感できるまちづくりを実現する。

| 公共施設等総合管理計画

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

はじめに

■策定趣旨

将来的な人口減少や少子高齢化の進行等による行政サービスの量的・質的な見直し、生産年齢人口の減少による財政規模の縮小等を見据えた持続可能な財政運営、公共施設やインフラの適切な維持管理・更新等を実現するため、将来を見据えた公共施設等全体のあり方を検討し、今後目指すべき方針を定めた計画

■計画期間

2017年度から2026年度までの10年間 ※計画は今後40年間を見据えて策定

■対象となる公共施設等

公共施設(建物) :

行政系施設、学校教育系施設、公営住宅等 9類型 82施設 10.5万m²

インフラ(基盤施設) :

道路207km、橋梁1.5km、下水道管きょ188km等 4類型

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)

人口

【過去からの少子高齢化の加速と将来的な人口減少】

総人口:H47(2035)以降減少に転じる → 将来的な施設需要の減少

老人人口:今後40年間で30%増加 → 将来的な福祉サービスの需要増加

生産年齢人口:今後40年間で11%減少 → 町税収入の減少・将来世代の負担増大

年少人口:今後40年間で10%減少 → 将来的な学校・子育て施設の需要減少

人口動態の変化がもたらす課題

中長期的には人口減少によって、既存の施設保有量に余裕が生じる

少子高齢化の進行によって、求められる施設の機能(サービス)が変化する

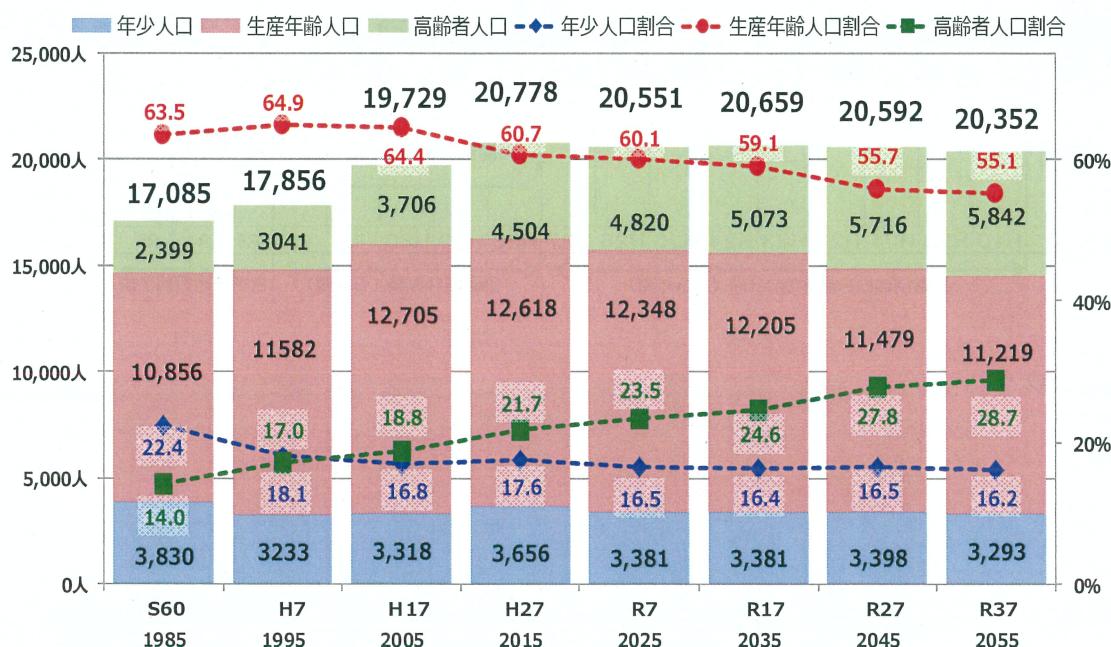
生産年齢人口の減少と老人人口の増加によって、将来世代の負担が増大する

※H27 2.8人対1人 → H67 1.9人対1人

4

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)



5

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)

財政

【財政規模の縮小と扶助費の増大による歳出の制約】

財政規模: 今後5年間で歳入が約1割減少

→ 合併に伴う財政特例の終了による

→ 将来的には、生産年齢人口の減少による町税収入の減少が想定される

歳出構造: 義務的経費の増大

→ 過去8年間で扶助費は約2倍に増加し、今後も高い水準となることが想定される

→ 今後数年間の合併特例債事業等によって、公債費も増加することが想定される

※扶助費とは、社会保障費の一環として、児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対して行う支援に要する経費をいう。

財政構造の変化がもたらす課題

財政規模の縮小 → 必要な財源の確保が困難となる

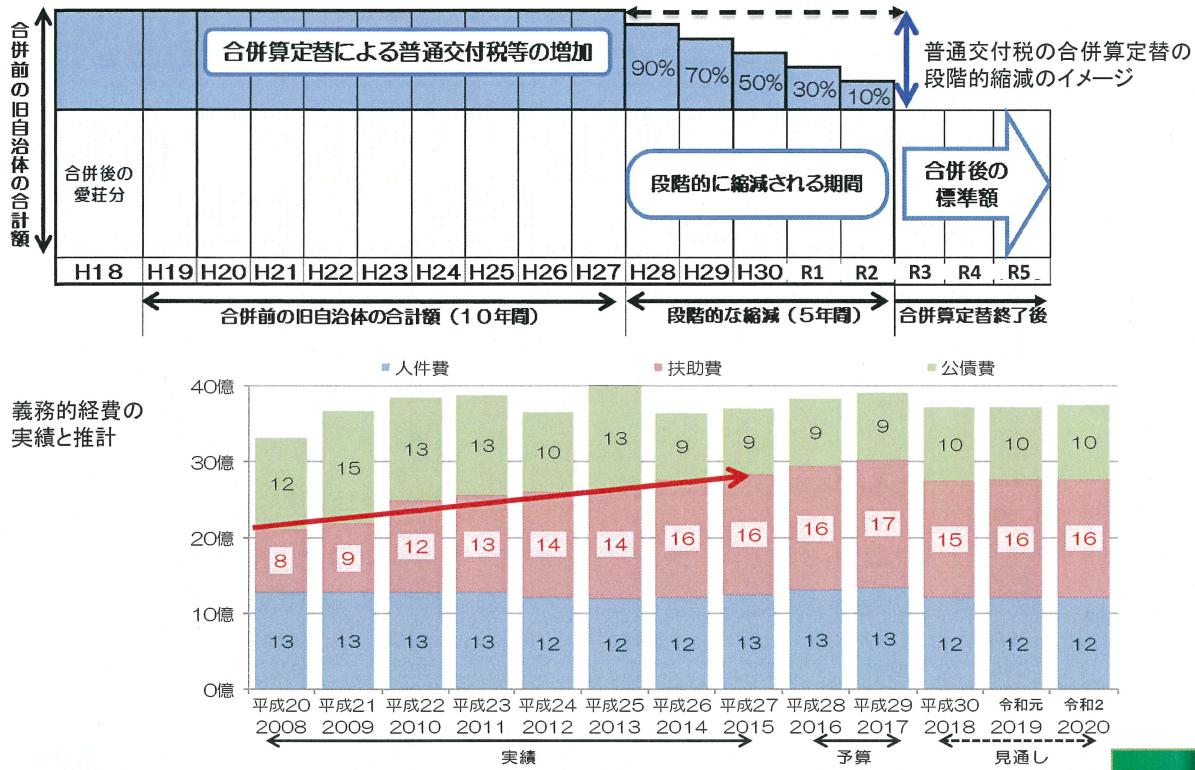
扶助費、公債費の高止まり

→ 公共施設やインフラ施設等の更新財源の不足が懸念される

6

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)



7

| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)

施設

【保有量は平均的な水準、老朽化が進行し今後更新時期が集中】

イワ

公共施設の住民一人当たり保有状況 → 施設全体では県内19市町の平均的な水準
→ 役場庁舎、図書館、体育館がやや多い

公共施設の老朽化状況 → 延床面積で47%割が築30年以上経過
→ 類似規模の団体と比較してやや老朽化

道路施設(橋梁)の整備状況 → 橋梁延長で58%割が整備後30年以上経過

下水道施設(管きょ)の整備状況 → 比較的新しいものの30年後に更新時期が集中

公共施設等の老朽化がもたらす課題

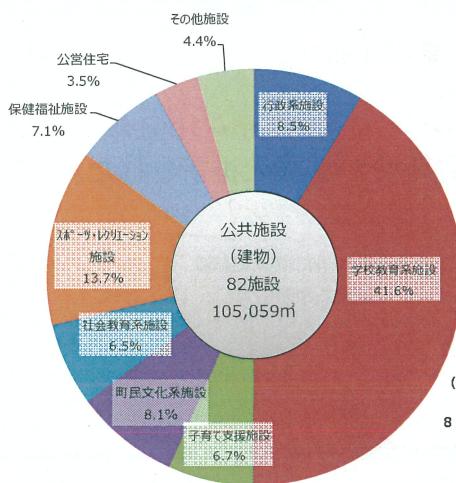
合併によって類似施設を2つ有している機能は必要に応じて見直しの検討が求められる
老朽化の進行によって、今後施設やインフラ施設にかかる維持管理経費や修繕費等の増大が想定される

- 今後10年間は大規模改修未実施の施設や耐用年数を迎えた施設の建替え等が集中
- 今後25年から35年後には公共施設とインフラ施設の更新時期のピークが重なる

8

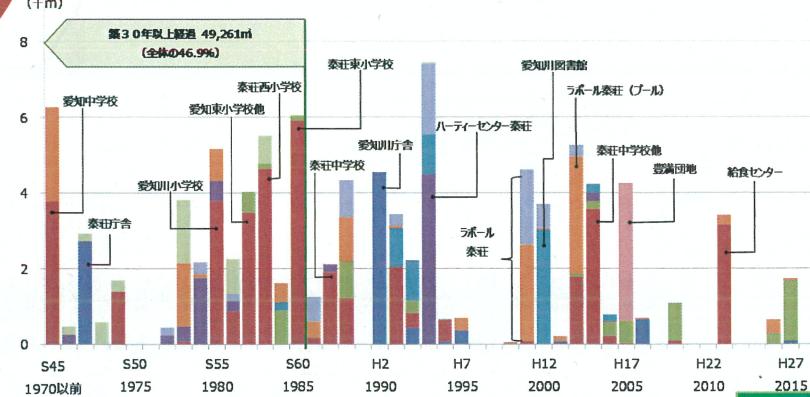
| 公共施設等総合管理計画(2017年3月策定)

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)



愛荘町公共施設等総合管理計画策定期における施設保有数は、82施設、延床面積105,059m²。

施設用途(大分類)	施設数	延床面積	構成比
行政系施設	9	8,905m ²	8.5%
学校教育系施設	7	43,719m ²	41.6%
子育て支援施設	10	7,016m ²	6.7%
市民文化系施設	9	8,483m ²	8.1%
社会教育系施設	7	6,800m ²	6.5%
スポーツ・レクリエーション施設	19	14,436m ²	13.7%
保健福祉施設	11	7,436m ²	7.1%
公営住宅	2	3,631m ²	3.5%
その他施設	8	4,632m ²	4.4%
合計	82	105,059m ²	100.0%



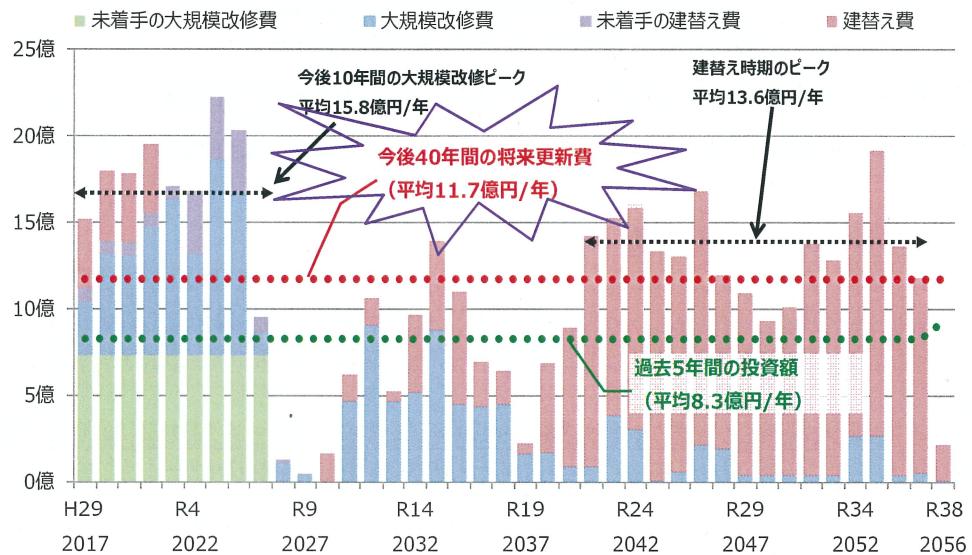
9

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)

施設

公共施設(建物)の更新時期は、今後10年間と25~40年に集中する

82施設を全て保有し続けた場合、2055年度までの**今後40年間で**公共施設の大規模改修及び建替えに必要な将来更新費は、**平均11.7億円/年(総額468億円)**と推計された。



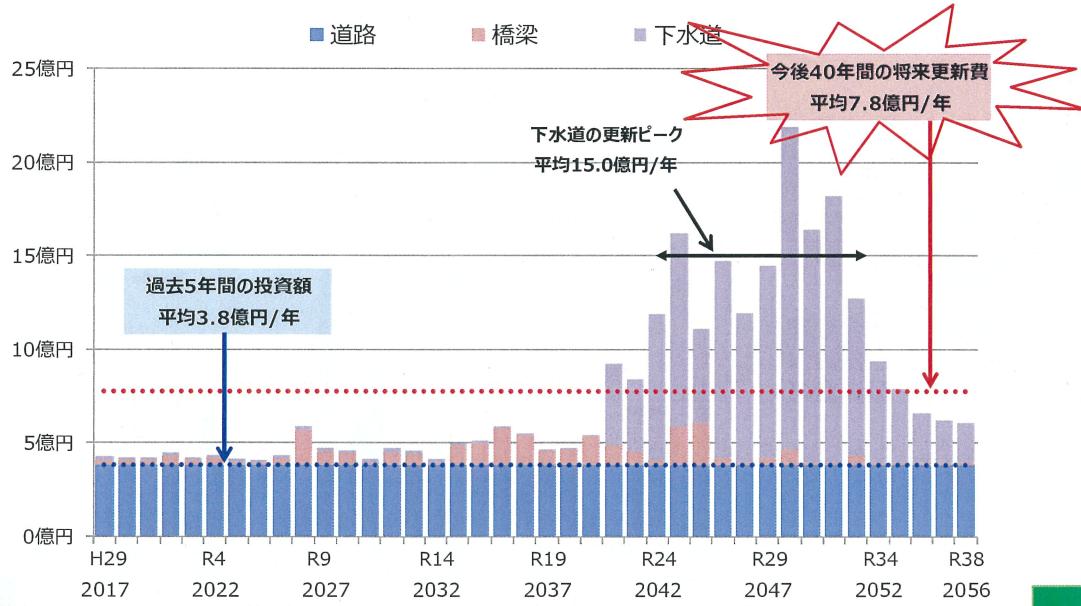
10

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し(愛荘町全体の課題)

インフラ

主要なインフラ施設の更新時期は、今後25~35年後に集中する

主要なインフラ施設の将来更新費の状況を年代別にみると、**2042年度から2051年度までの10年間が更新のピーク**で、**平均15.0億円/年**の更新費が必要と推計された。

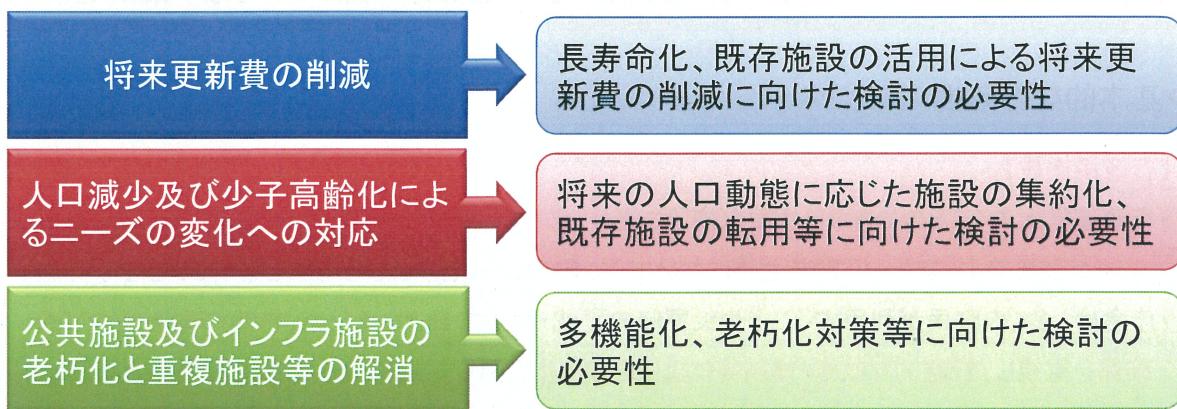


11

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

■現状と課題に関する認識

公共施設等の現状および将来の見通しから、「人口」「財政」「施設・インフラ」の3つの視点から整理した本町の公共施設等が抱える課題



■公共施設及びインフラ施設の課題解決に向けた考え方

公共施設とインフラ施設の将来更新費が大幅に不足することが想定される25年～40年後を見据え、今後10年間に取り組んでいく課題解決に向けた基本方針を立案

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針

【基本目標】

長寿命化、集約化、多機能化等により必要な施設を残しつつコスト削減を図る

【基本方針】

- 方針① **【施設を賢く長く利用する(予防保全・長寿命化)】**
①点検・診断の実施方針 ②維持管理・修繕等の実施方針 ③長寿命化の実施方針
- 方針② **【施設総量をふやさない(統廃合・集約化)】**
①集約化、除却(廃止)の実施方針 ②新たな施設整備の実施方針 ③多様な主体との連携の方針
- 方針③ **【施設の魅力を向上する(多機能化・運営見直し)】**
①多機能化・転用の実施方針 ②施設性能適正化の実施方針 ③施設の利活用に向けた実施方針

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

◇今後の方向性

公共施設等の類型ごとに、「建物性能(安全性、老朽状況、大規模改修、バリアフリー対策)」、「維持管理経費」、「利用状況」、「将来更新費」の観点から、今後の方向性について取りまとめた。

◇基本的な方向性

【行政系施設】

- ・行政運営上欠くことのできない主要な施設であり、必要なサービスを実施するための適切な維持管理が必要です。また、災害発生時においては、町の対応拠点となる施設となっています。
- ・庁舎は、多くの町民が利用することや災害時の警戒・対策本部となるため、施設の耐震性や安全確保を重視し、計画的な改修・修繕等により長寿命化を図ります。また、官庁施設の総合耐震計画基準(国土交通省)による防災拠点施設に対する施設としての耐震性(通常の1.25倍)が確保されているかの判定をするため、耐震診断を行い、その結果により耐震改修の必要性を検討します。
- ・合併時の協議において、分庁方式したことから、2庁舎の集約化等を検討する場合には、議会や住民を含めた協議を実施します。

第3章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

【町民文化系施設】

- ・住民の集う場であり、貸館や各種イベントを実施する施設となっています。今後は、将来の人口動態を見据えた集約化・更新等を検討します。
- ・施設管理者や指定管理者による日常点検や定期点検、専門家による法定点検等を実施し、劣化状況や危険度を把握するとともに、点検・調査等の結果の履歴を蓄積することで、老朽化対策等に活用します。
- ・老朽化が著しい施設は、施設の運営に影響が生じる前に修繕を実施します。実施にあたっては、施設の重要度や劣化状況を踏まえ、優先度の高い施設から計画的に行います。

【保健・福祉施設】

- ・今後高齢化が進行していくことで、住民の健康の維持のため保健・福祉施設の果たす役割は一層大きくなることが想定されることから、必要なサービスを実施していくための適切な維持管理を検討します。
- ・保健センターは、今後の劣化の進行を抑制するための予防保全的な修繕を実施していく必要があります。
- ・介護保険制度の改正や住民ニーズ等により、施設の利用方法を変更する必要が生じた場合、改修等の対応を検討します。
- ・利用状況の少ない施設は、集約化や多機能化等を含めた今後のあり方を検討します。

【その他施設】

- ・用途廃止済の財産等は、有効活用を検討のうえ、活用が見込めない場合には、解体を基本とし、今後の跡地利用を検討します。